



鳥取県公報

平成18年 6月20日(火)
第 7 7 9 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定の辞退（426）（倉吉保健所）..... 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退（427）（米子保健所）..... 1
	土地改良事業の協議の適否の決定（2件）（428・429）（耕地課）..... 2
	保安林の指定の解除予定（2件）（430・431）（森林保全課）..... 2
選管告示	選挙管理委員会の招集（27）..... 3
公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習会の実施（消防課）..... 4

告 示

鳥取県告示第426号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6月20日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名称	所在地	辞退年月日
名島外科医院	倉吉市東岩倉町2238	平成18年 5月29日

鳥取県告示第427号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6月20日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日

大賀美整形外科医院	米子市米原八丁目5 - 77	平成18年6月8日
千代医院	西伯郡南部町落合281	平成18年6月9日

鳥取県告示第428号

鳥取市が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）下味野地区暗渠排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年6月20日から同年7月10日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第429号

江府町が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）杉谷地区農業用排水施設）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年6月20日から同年7月10日まで

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第430号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市白兔字杖突913の2（次の図に示す部分に限る。）、913の4、913の8
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第431号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1（1）解除予定に係る保安林の所在場所
境港市財ノ木町字上灘1の78、佐斐神町字砂浜ノ四29の25、29の26
- （2）保安林として指定された目的
飛砂の防備
- （3）解除の理由
道路用地とするため
- 2（1）解除予定に係る保安林の所在場所
境港市財ノ木町字上灘1の78、佐斐神町字砂浜ノ四29の25、29の26
- （2）保安林として指定された目的
公衆の保健
- （3）解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

平成18年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年6月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成18年6月23日（金） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員会
- 3 議題

- (1) 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正について
- (2) その他

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成18年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成18年8月21日（月） 午前9時30分から午後0時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成18年8月23日（水） 午前9時30分から午後0時30分まで
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
- (3) 平成18年8月25日（金） 午前9時30分から午後0時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (4) 平成18年9月11日（月） 午後1時30分から午後4時30分まで
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (5) 平成18年9月12日（火） 午前9時30分から午後0時30分まで
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県防災局消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受験申請書を、平成18年7月10日（月）から同月21日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、鳥取県危険物保安協会連合会（〒680 - 0864 鳥取市吉成640 - 1、電話0857 - 23 - 2461）に提出すること。（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、平成18年7月21日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものだけに限り受け付ける。）

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手 数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。